

(設 置)

第 1 条 群馬大学理工学部に、群馬大学理工学部 JABEE 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定プログラムの運用にかかる課題解決及び情報共有等を目的として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理工学系分野の JABEE 認定プログラムに関すること。
- (2) JABEE 認定プログラムの実施及び情報収集に関すること。
- (3) JABEE 審査・認定に向けた情報収集に関すること。
- (4) その他 JABEE に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長 1 人
- (2) 物質・環境部門（土木環境プログラム）から選出された正委員 1 人
- (3) 物質・環境部門（土木環境プログラム以外）から選出された副委員 1 人
- (4) 電子・機械部門（機械プログラム）から選出された正委員 1 人
- (5) 電子・機械部門（機械プログラム以外）から選出された副委員 1 人
- (6) 理工学基盤部門から選出された正委員 1 人
- (7) その他委員会が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条各号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 各委員が出席できないときは、代理者の出席をもって代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 7 条 委員会の事務は、桐生地区事務部事務課学務係において処理する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 9 日から施行する。